

市営住宅の

入居者募集について

都市建設課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

市営住宅の入居者を募集します。

住宅名 みなみ原団地（旧麻生）

所在地 青沼841-14

間取り 3LDK 構造 RC構造

募集戸数 3戸

募集期間

11月1日（火）～11月11日（金）

入居者資格 次の全ての要件に該当する方

- ① 単身入居以外の方で現在住宅に困っている方
- ② 市税等を滞納していない方
- ③ 公営住宅法で定める基準内の収入である方

（例）一般世帯の場合（1世帯の合計所得額－控除額）÷12＝15万8千円以下

入居者の選考 募集戸数より申込者数が多い場合は、市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い入居者を決定いたします。

入居可能予定時期 平成23年12月

申込方法 所定の申込書がありますので、都市建設課（玉造庁舎）及び総合窓口課（麻生・北浦庁舎）にお問い合わせください。

【募集内容・申込書等については、行方市ホームページにも掲載しています。】

被災により

一時的に住宅を借りたい方へ

都市建設課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

東日本大震災で被災された市民の方々に対して、市が民間賃貸住宅を借上げて提供します。

対象者（2つの条件を満たすこと）

1. 全壊または半壊（半壊については、半壊と認定を受けた住家で取り壊さざるを得ない住家）となる住宅被害を受けた世帯
2. 「り災証明」が必要となります。

※ 自らの資産で住宅を得ることができない方

使用許可期間

6カ月（状況に応じ最長2年間）

「愛の募金」ありがとうございました

行方市更生保護女性会より

皆様から寄せられました募金は、県内の更生保護施設や矯正施設等へ、県更生保護女性連盟がまとめて寄贈いたしました。また、地域の更生保護女性会の活動等にも使用させていただきました。

【募金額】

麻生支部 22万6千750円

北浦支部 19万500円

玉造支部 20万円

市長と語ろう！

地区懇談会開催のお知らせ

区長さんをとしまして市民の皆様から地域で困っていることや市への要望（道路の整備・学校統廃合・企業誘致に関する質問等）などを提出していただきましたので回答をご説明させていただきたいと思っています。また、今後のまちづくりや地域振興などを一緒に考えていきたいと思しますので市民の皆様の多数のご参加を心よりお待ちしております。

市の事業紹介 ○乗合タクシー ○行方市の財政状況 ○災害時の要援護者の対策

○道路整備計画 ○産業資源を生かした観光まちづくり ○学校等適性配置計画の推進

期 日	時 間	場 所
11月13日（日）	午後7時～午後9時	北浦公民館
11月19日（土）		玉造公民館
11月20日（日）		麻生公民館

※お住まいの地区以外の会場への参加も可能ですので、お問い合わせの上、多くの皆様にご参加いただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

秘書課（麻生庁舎）TEL 0299-72-0811

子ども手当制度が変わります

平成23年10月1日から「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」により、子ども手当制度が変更されました。

新しい制度では、これまで子ども手当を受給していた方も含め、**対象となる全ての方の申請が必要**となります。

平成23年10月1日時点で行方市に在住する、支給要件に該当する子どもの保護者の方へは、11月上旬に案内を送付する予定ですので、その案内に従って申請をしてください。（今回の通知は公務員の方にも送付します。公務員の方は所属官庁の総務部署に問い合わせる申請してください。ただし、退職等の場合は、市役所での申請となります。）

【支給額の変更内容】

期 間		旧制度 H 23 年 4 月～ 9 月	新たな制度 平成 23 年 10 月～平成 24 年 3 月		
法 律		つなぎ法	特別措置法		
支 給 月 額	3 歳未満	13,000 円	15,000 円		
	3 歳から 12 歳		第 1 子* 第 2 子*	10,000 円	
			第 3 子*以降	15,000 円	
	中学生		10,000 円		
支 給 日		4～9 月分	10～1 月分	2・3 月分	
		支給済み	H 24.2 月予定	H 24.6 月予定	

*第1子・第2子・第3子以降とは、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの中で数えた場合のものです。

【支給額以外の変更点】

平成22年4月に開始された「子ども手当制度」で課題とされていた次の事項についても、10月から対応が図られることになりました。

- 子どもに対する国内居住要件を設けること（留学中の場合等を除く）。
- 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給すること。
- 未成年後見人や父母の指定する者へ、父母と同様の要件で手当を支給すること。
- 監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合、子どもと同居している者へ支給すること。（単身赴任の場合を除く）。
- 保育料を子ども手当から直接徴収できる等の仕組みとすること（行方市においては実施方法等を検討中）。



【平成24年4月以降の変更点】

- 児童手当法の改正を基本とし、「新たな制度」となる予定です。
 - 所得制限については、平成24年6月分以降（同年10月支給分）から適用予定です。
 - 所得制限の基準は、年収960万円程度（夫婦と児童2人世帯）となる予定です。
- ※上記内容は、現時点での情報であり、今後変更される場合があります。

【問い合わせ】社会福祉課（玉造庁舎） Tel 0299-55-0111

平成 24 年度

保育所入所児童追加募集

平成 24 年 4 月 1 日から「子どもの家 堇の苑」が認可保育園として開園されることになりました。
つきましては、保育園入所児童の追加募集をいたしますので、入所希望される保護者の方は申し込み
手続きをしてください。

入所対象者

保護者の就労状況により保育に欠けると認められる 0 歳児（産休明け）から 6 歳までの児童
但し、入所の要件により保育の実施期間が限定されることがあります。

申込受付期間

12 月 1 日（木）から 15 日（木）（土・日・祝日は除く。） 午前 9 時～ 12 時 午後 1 時～ 5 時

入所申し込みの提出書類

- ①保育所入所申込書 ②家庭状況調査票 ③就労（予定）証明書
 - ④平成 23 年分源泉徴収票の写し又は確定申告書の写し（父母両方）
- ※その他、家庭の状況に応じて、必要書類を提出していただきます。
※①・②・③はすべてそろわないと受付できません。
④については、事業所から配布され次第又は確定申告が済み次第提出してください。

保育園の状況

保育所名	子どもの家 堇の苑
所在地	行方市麻生 6 1 5 - 4
電話	0 2 9 9 - 7 2 - 2 7 7 3
定員	2 0 人
開設時間	7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 1 9 : 0 0 まで延長保育



申込受付先

※申込書については、下記の窓口でお受け取りください。

行方市役所 玉造庁舎 子育て支援室 TEL 0299-55-0111
麻生庁舎 総合窓口 TEL 0299-72-0811
北浦庁舎 総合窓口 TEL 0291-35-2111

問い合わせ先 社会福祉課（玉造庁舎）TEL 0299-55-0111

行方市徘徊高齢者家族支援サービス事業について

行方市内に住所を有し、徘徊の見られる高齢者を介護している家族に対し、安心して介護できる環境をつくるため、位置情報を送信する装置を貸与し、その高齢者が身につけることにより位置情報を介護者に知らせます。

◆利用者費用負担

加入料金※ 1	全ての世帯	0 円
月額基本料金	市民税非課税世帯	0 円
	市民税課税世帯	5 2 5 円
位置情報サービス料※ 2	全ての世帯	0 円
現場急行料金	全ての世帯	実費 ※ 3

※ 1 加入料金とは、新規加入料金（本体機器レンタル等）＋附属品一式（充電器等）の購入。バッテリーの追加等のオプションを利用するときには、利用者負担になります。

※ 2 位置情報サービスには、電話・インターネットによる情報提供があります。

※ 3 現場急行料金は、状況により異なります。なお、現場急行料金について生活保護世帯は無償です。

注 利用が決定した時には、委託業者に必要な個人情報を提供します。

【申し込み・問い合わせ】 介護福祉課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111

年末調整説明会のお知らせ

「平成23年分の給与所得者の年末調整事務及び法定調書の書き方等」についての説明会を次の日程により開催します。

※青色申告者である個人の方を対象とした「青色決算説明会」は別に開催されます。説明会にお越しの際は、11月上旬にお送りする封筒をお持ちください。なお、不足する用紙等は会場にてお渡しします。

開催日	開催時間	会場
11月10日(木)	午後 2時～4時	麻生公民館
11月17日(木)		銚田市役所
11月24日(木)		鹿嶋勤労文化会館
11月29日(火)		神栖市文化センター

【問い合わせ】 潮来税務署 ☎0299-66-7510

東日本大震災により被害を受けられた方へ(潮来税務署からのお知らせ)

所得税の軽減に関する説明会を実施します

東日本大震災により、住宅や家財などに被害を受けられた方は、平成22年分(又は平成23年分)の所得税の全部又は一部を軽減することができる場合があります。

このため、税務署では次の日程で行方市にお住まいの方を対象にした相談会を実施いたしますのでご利用ください。また、相談会期間以外でも税務署において被災された皆様の個別相談に応じておりますので、事前にお電話等で相談日時等をご予約いただきからお越しくださいようお願いいたします。

□日時 12月1日(木)・12月2日(金) 両日とも午前9時～午後4時

※受付時間は午前9時～午前11時、午後1時～午後3時までとなります。

□場所 麻生保健センター(行方市役所麻生庁舎となり)

□手続き 平成22年分について所得税の軽減を受けるためには、平成22年分の確定申告書を提出する必要があります。なお、既に平成22年分の確定申告書を提出している方は、「更正の請求書」を提出していただく必要があります。また、平成23年分で所得税の軽減を受ける予定の方についても、来年の申告相談の前に事前相談(損害額等の計算)を行うことができます。

□必要な書類等 雑損控除を受けられる方は、次の書類をご用意ください。

- ①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの
- ②被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの
- ③被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用及び修繕費用などの分かるもの
- ④被害を受けたことにより受ける保険金等の金額が分かるもの
- ⑤市から「り災証明書」の交付を受けている場合にはその証明書(写しでも可)
- ⑥還付金を受ける場合の振込先金融機関名、支店名及び口座番号の分かるもの
- ⑦既に平成22年分所得税の確定申告書を提出されている方は、その控え(確定申告書を提出していない方は、平成22年分の所得金額や所得控除額の分かるもの(源泉徴収票や保険料控除証明書など))
- ⑧印鑑(朱肉を使うもの)

(注) 上記の書類がない場合には、税務職員にご相談ください。



年末の確定申告は震災の関係で例年以上の混雑が予想されますので、今回の相談会や事前の個別相談を是非ご利用いただけますようお願いいたします。

【問い合わせ】 潮来税務署 ☎0299-66-6931

税金のお知らせ

市税等口座振替についての注意

市税の口座振替日は各税目の納期限です。振替できなかった市税の再振替は行いませんので振替日の前日までに必ず預貯金残高の確認をお願いいたします。

※残高不足などにより振替できない状態が続いたときは、口座振替契約を強制的に解除いたしますのでご注意ください。

市税等（軽自動車税・固定資産税・市県民税・国民健康保険税）は、市の行政運営の貴重な財源となっています。期限内の納付をお願いいたします。納期限までに税金を納めないと「滞納」となってしまいます。滞納となると本来納めるべき税額のほかに、督促手数料（100円）や延滞金を納めていただくことになりますので、税金の納め忘れにご注意ください。※事情により期限内に納付できないときは、収納対策課へお早めにご相談ください。

【問い合わせ】 収納対策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

今月の税金

固定資産税 第4期
国民健康保険税 第5期
納付期限（口座振替日）
は11月30日です。

家屋をお持ちの方へ

家屋を新築・増築されたときは、資産税担当職員による家屋調査を実施いたしますので、調査可能な日時を税務課資産税担当までご連絡ください。この調査は、固定資産税額を算出する為の重要な調査となりますので皆様のご協力をお願いいたします。



【調査の日時】 土日祝日を除く午前9時から午後3時まで

※建物外観及び室内の仕上げ材などを調査します。

家屋を取り壊した場合、所有者を変更した場合にもご連絡をお願いします

建物を取り壊したときは、現地を調査いたします。見回りなどで把握に努めていますが場所によっては目が届かないこともありますので、お早めに税務課資産税担当まで届出してください。

また、未登記家屋の名義を変更するときも同様に届出が必要となります。

※登記されている家屋の場合は、所管の法務局（鹿嶋支局）で滅失または表示変更の登記をしてください。

【問い合わせ】 税務課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

り災証明書で半壊以上の判定を受けた皆様へ

東日本大震災で建物等に被害を受け、り災証明書で建物の被害が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」と判定された場合で、まだ固定資産税等の減免申請をされていない方は、建物等の平成23年度分固定資産税が減免（損害の程度により減免率が変わります）対象となりますので、お早めに申請くださいますようお願いいたします。

また、住家被害の場合は、市・県民税や国民健康保険税も減免の対象となる場合があります。

【市税の減免申請に必要なもの】

・納税通知書・り災証明書の写・印鑑

※上記に係る固定資産税の減免申請期限は11月24日（木）までです。この期日を過ぎると減免を受けられなくなりますのでご注意ください。

【問い合わせ】 税務課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811